

立川市議会会議用システム用タブレット型端末機使用基準

平成26年9月1日施行

(目的)

第1条 この基準は、立川市議会（以下「市議会」という。）における端末機の会議（本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議員全員協議会等の会議。以下「会議」という。）その他の議員活動における使用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議用システム 会議用アプリケーションソフトウェア及びサーバを一体化させたシステムのことをいう。
- (2) 端末機 会議用システムを利用するために議員及び議長が許可した者（以下これらを「使用者」という。）に貸与されるタブレット型端末機のことをいう。
- (3) アプリケーションソフトウェア コンピュータの利用者がコンピュータ上で実行したい作業を実施する機能を直接的に有するソフトウェアのことをいう。
- (4) サーバ 主として端末機の操作によって生じる各種サービス要求を処理するコンピュータをいう。
- (5) アカウント ネットワーク、コンピュータ等にログインするための権利をいう。

(端末機の使用)

第3条 端末機を使用することができる者は、使用者とする。

(会議用システムの使用者)

第4条 会議用システムは、アカウントを持つ議員及び職員でなければ利用してはならない。

- 2 会議用システムを使用するときは、使用者は、パスワードを入力するものとし、パスワードの管理は、適正に行わなければならない。

(端末機の貸与)

第5条 議長は、議員活動及び議員活動支援に使用するため、使用者に端末機を貸与するものとする。

- 2 端末機は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 端末機の使用権限がなくなったときは、直ちに議長に返却しなければならない。

(端末機の取り扱い)

第6条 使用者は、端末機を善良な管理者として適切に管理するものとする。

- 2 端末機を紛失し、又は破損した場合は、速やかに議長に届け出るものとする。

(端末機の使用制限)

第7条 使用者は、市議会に関する会議に端末機を持ち込んで使用する場合は、当該会議の目的外で使用してはならない。

(会議以外の端末機の使用範囲)

第8条 会議以外の端末機の使用範囲については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会議以外の議員活動における使用
 - ア 市民への啓発活動における資料閲覧

イ 行政視察等における資料閲覧

(2) 情報収集における使用

ア 市ホームページからの情報閲覧

イ 検索サイトからの情報閲覧

(3) 情報伝達における使用

ア 議員相互及び市との情報伝達

イ 災害時等の緊急情報伝達

ウ その他議長が認めるもの

(禁止事項)

第9条 端末機の使用に当たって、次の各号に掲げる事項については、これを禁止するものとする。

(1) 個人情報並びに市議会及び市において公開されていない情報を開示すること。

(2) 会議を録音し、又は録画すること。

(3) 他者の迷惑になる行為を行うこと。

(4) その他議長が定めたこと。

2 前項各号に掲げる規定に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長又は会議の長は、端末機の使用を停止させることができる。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項について遵守するものとする。

(1) 情報の受発信は、使用者の責任において行うものとする。

(2) 使用者は、データの正確性を保持し、及びデータ等の紛失、き損等の防止に努めるものとする。

(3) 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握するとともにそのことについて、議長に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

(セキュリティ対策)

第11条 使用者は、市の情報及び会議用システムの保全措置に関し、積極的に協力し、かつ、誠実に対処しなければならない。

(各種通知、届出等)

第12条 議員及び議会事務局は、双方の間で各種通知、届出等を会議用システムで行うことができる。

ただし、文書によることが必要な場合は、文書で通知又は届出を行わなければならない。

2 前項の規定により会議用システムで行う各種通知、届出等は、機器、通信回線等の不具合等が発生した旨について議員から連絡があったときは、復旧の連絡があるまでの間、文書で行うものとする。

(その他)

第13条 端末機、会議用システムの使用等に諸問題が生じた場合は、議会運営委員会で協議するものとする。

(準用)

第14条 議会の会議において、会議の出席者が、パーソナルコンピュータなどの情報機器を使用するときは、あらかじめ議長の許可を得たうえで使用するものとし、使用に関しては、第7条及び第9条を準用する。

(委任)

第15条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。